

「資源とごみの分別と出し方」の変更について

令和7年7月からの変更点

「庭の草・小枝」の出し方について

ご所有地等での「自家処理」や、「粗大ごみでの直接持込」が
できない場合は、

- ・ 枝木の大きさを、45リットルサイズのごみ袋に入る
大きさ (30cm程度) に切って、**乾燥**させてから、「**可燃ごみ**」に出していただくことができるように、変更
いたしました。

※「可燃ごみの日」に出すときは、**草・小枝だけをまとめても、他の可燃ごみに混ぜても**出すことができます。

以上のことをご確認の上、「分別と出し方」リーフレットと併せて
ご参照願います。

【お問合せ】 御浜町役場 生活環境課（電話：05979—3—0513）